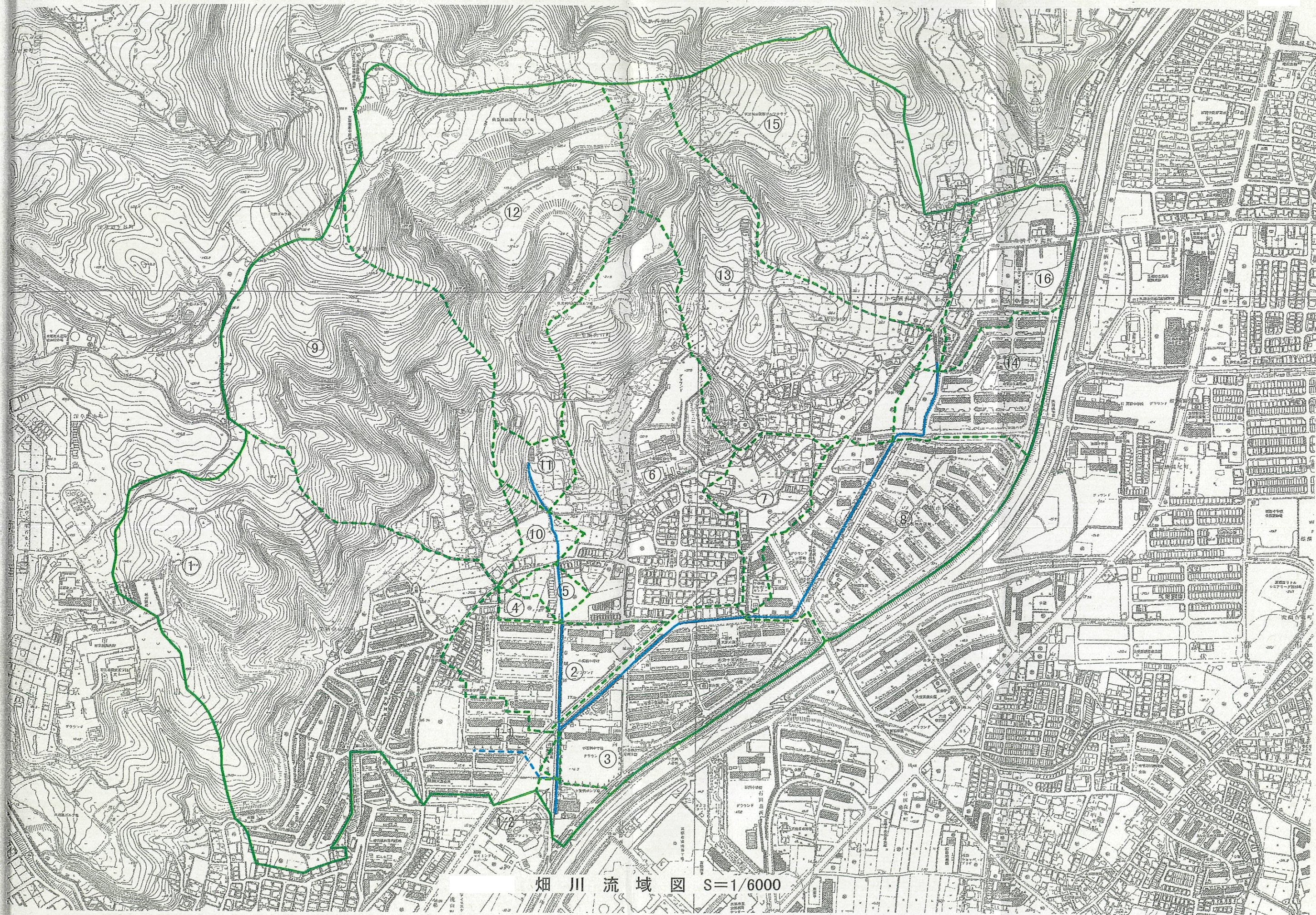
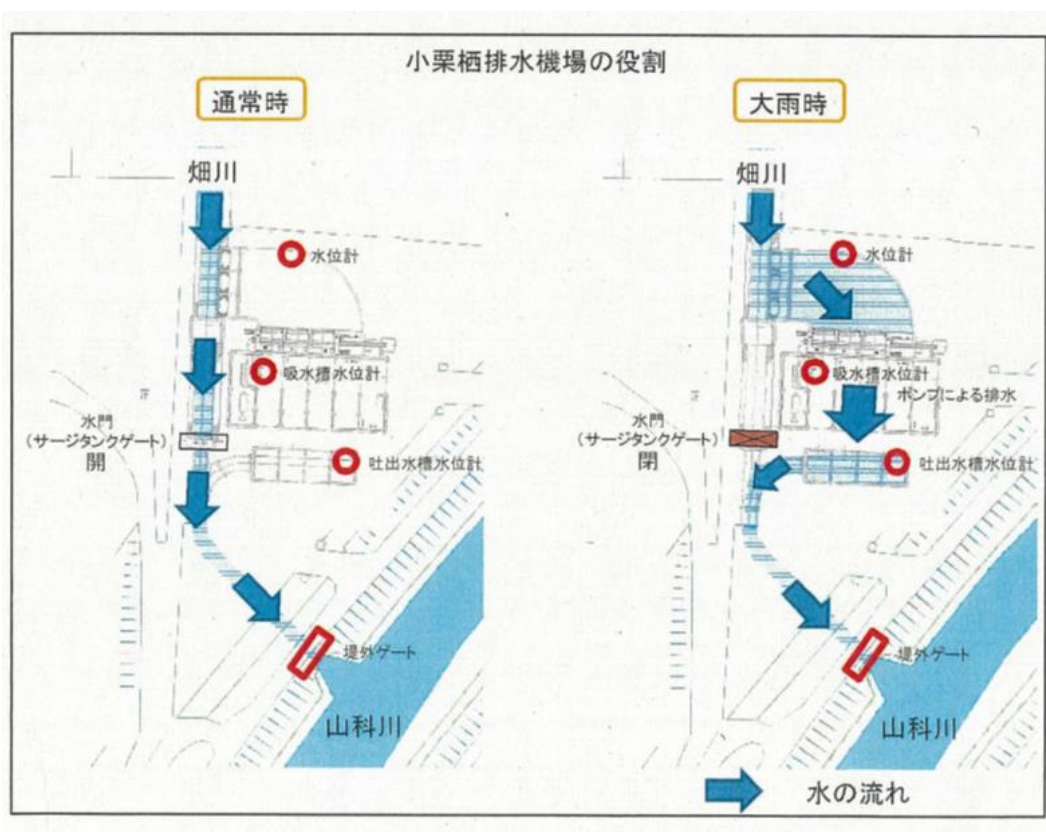
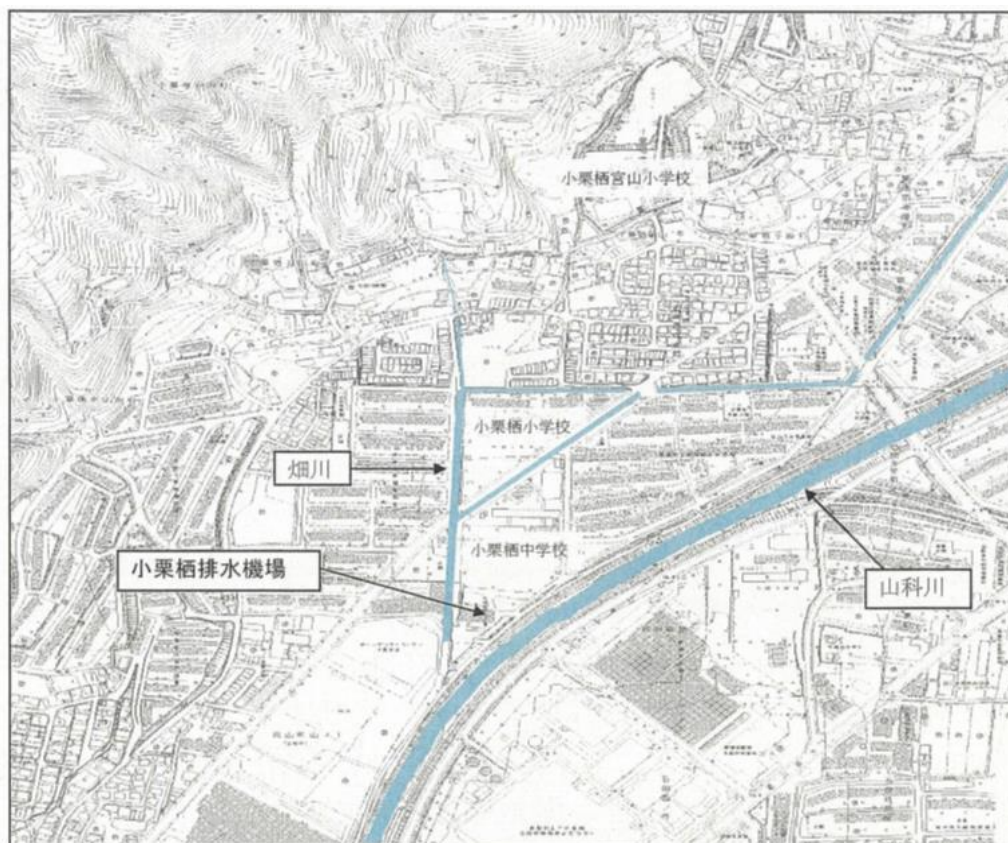






被害対象		損害賠償 の対象	損害賠償算定基準 (算定内容・算定方式)	実際の対応
家 屋	床 下 浸 水	床下の消 毒等費用	<u>推定損害額による算定方式</u> 家屋への被害はないものと認定し、浸水した床下の消毒、白蟻予防に要する費用を推定損害額として算定する。 〈算式〉 床下消毒等費用 (㎡単価) × 浸水面積 × 消費税 〈単価等〉 床下消毒費用：3 0 0 0 円/㎡	被害申告があり、付近の被害状況、被害の痕跡等から申告内容が不自然でなければ賠償の対象とした。
	床 上 浸 水	床下の消 毒等費用、家屋 の修繕費用	<u>推定損害額による算定方式</u> 家屋の修繕費用については、経年減価せず、全額を損害額とする。 家屋の浸水被害が発生した場合、当該家屋の築年数にかかわらず、損害の程度に応じた修繕費用が必要となる。家屋の単価は新築の価格とする。 〈算式〉 家屋評価 (㎡単価) × 浸水面積 × 被害率 × 消費税 〈単価等〉 ・家屋評価 (㎡単価)：1 6 万 8 5 0 0 円 (治水経済調査マニュアル平成 2 5 年 2 月デフレーターの京都府家屋評価額) ・被害率：0. 1 0 6 (治水経済調査マニュアルの床上浸水 5 0 cm 未満の被害率 (0. 0 9 2) と 5 0 ～ 9 9 cm の被害率 (0. 1 1 9) の平均) <u>積上げ方式</u> 被害者から提出された修繕見積などの内容を、現地調査の上、浸水との因果関係、妥当性を考慮し賠償内容を判断する。 次のものは、浸水との相当因果関係が特に認められる場合を除き、賠償の対象外とする。 ・浴室、風呂：常に水を使用する場所であるため。 ・便器、ロータンク：陶器製であり常に水を使用する器具であるため。暖房、洗浄便座は賠償の対象とする。 ・土間、外壁、外構部分：常に風雨に曝されている場所であるため。 費用は、近畿地区用地対策連絡協議会 (以下「<u>近畿用対連</u>」という。) 作成の単価一覧表を用いて金額の相当性を判断する。規定されていない項目については、図書や別途見積りとの比較を行う。 見積り内容が、施工業者ごとに異なることから、項目ごとの比較ができる場合を除き、施工数量から積算する。金額の妥当性は施工費全体での比較を行う。施工費は、修繕の緊急性や当時全市的な被害が発生する中で資材の調達、業者の手配が困難である中、競争性のある取引ができる状況ではなく、割高となることはやむを得ないと考えられるため積算額の倍までを許容する。	罹災証明書の提示を求めて浸水の程度を確認し、被害者が罹災証明書を取得していないときは付近の被害状況、被害の痕跡等から申告内容の適否を検討して、不自然でなければ賠償の対象とした。 積上げ方式により賠償するときは、申告者立会いの下で、提出された見積書又は請求書記載の修繕工事内容について、工事の内容及び費用が過大ではないか等を確認するため、原告の職員と原告が委託したコンサルタント会社の職員で現地調査を行った。調査結果を基に、コンサルタント会社が積算額を算出し、原告の職員が内容を確認した上で、同金額と被害者の見積額を比較する。被害者の見積額のほうが小さければ、その額を賠償額として認定し、原告が算出した積算額のほうが小さければ原告の積算額を 1. 1 倍した金額 (ただし、被害者の見積額を上限とする) を賠償額として認定した。

被害対象		損害賠償の対象	損害賠償算定基準 (算定内容・算定方式)	実際の対応
家財・電化製品等	床下浸水	エアコン 室外機等の修理費用又は現在価値 (再調達価格に経年減価を考慮したもの)	<u>推定損害額による算定方式</u> 家の中の被害はないものと認定し、家の外にあるエアコンの室外機等の修理又は現在価値を損害額と算定する。(エアコンの室外機等については、簡易な算式又は単価を設定予定。) <u>積上げ方式</u> 被害申告があったものについて、被害品、写真、領収書、保証書、取扱説明書、使用者登録などで所有が確認できるものは、標準販売価格から財務省令に基づく取得時期からの経年減価を考慮した額を現在価値として積算する。 取得時期が確認できない場合は、減価償却が終了しているものとして残存価値は1割とする。 オープン価格のものは、実売価格を調査し、中位20件の平均を標準販売価格とする。 所有を確認できないものについては、代替品を購入した場合は、被害品と同等品とみなし、標準販売価格、代替品の購入価格、被害申告額のうち最も低いものを標準販売価格とする。 修理費は、現在価値を限度とする。	エアコンの室外機等については、近畿用対連作成の建物補償標準単価一覧表を基に作成した基準(別紙5-2のとおり)にある定格能力ごとの単価を採用し、現在価値を算定した。
	床上浸水	現在価値 (再調達価格に経年減価を考慮したもの)	<u>推定損害額による算定方式</u> 家財等の再調達価格について経年減価を考慮し、損害額を算定する。 家財等の現在価値を示した世帯構成別家財評価額を基に、浸水面積割合、被害率を乗じて推定損害額を算定する。 <算式> 世帯構成別家財評価額×浸水面積割合(浸水面積/延床面積)×被害率×消費税 <単価> ・世帯構成別家財評価額：経済産業省(福島原発事故避難者への賠償基準)の家財賠償額(帰還困難区域) ・被害率：0.236(治水経済調査マニュアルの床上浸水50cm未満の被害率(0.145)と50～99cmの被害率(0.326)の平均) <u>積上げ方式</u> 床下浸水の場合と同じ。	

被害対象		損害賠償の対象	損害賠償算定基準 (算定内容・算定方式)	実際の対応
車・バイク	修理	修理費用、代車費用	<算式> 修理費用＋代車費用 <単価> ・修理費用：実費（ただし、中古車販売価格が上限） ・代車費用：実費（期間については、状況に応じて認定）	
	全損	現在価値（中古車販売価格）、代車等費用、買換え時の諸手続費用	<算式> 車両現在価値×消費税＋代車等費用＋買換え時の諸手続費用 <単価等> ・車両現在価値：中古車販売価格（平成25年9月時点の中古車販売情報誌レッドブックによる。）（買換え時の下取り価格は控除） ・代車等費用：実費（期間については、状況に応じて認定） ・買換え時の諸手続費用：一般的に損害と認められるものについて以下のとおり単価を設定して、その合計額とする。被害者に不服がある場合は積上げ方式による。 <u>車について</u> ア 自動車登録法定費用 3000円 イ 登録代行料 1万円 ウ 車庫証明法定費用 2500円 エ 車庫証明代行料 1万円 オ 納車料 1万円 カ 自動車取得税 取得価額が50万円以下の場合、0円。 取得価額が50万円超の場合、取得価額×税率で算出。 取得価額：課税標準基準額×残価率 課税標準基準額：新車価格×0.9 税率：普通車5%、営業車又は軽自動車3% キ リサイクル料 軽自動車8000円、普通車1万円、輸入車1万5000円 ク 引取費用（レッカー代）1万5750円 ケ 抹消登録費用 5000円 <u>バイクについて</u> 原付1万0500円、軽二輪又は小型二輪1万5750円	レッドブックにおいて「型式」のみが該当し、「類別区分番号」の合致する車両がない場合は、駆動方式や排気量が同じで価格が直近下位（直近下位がない場合は直近上位）の車種の中古車価格を採用した。ただし、バイクについては、レッドブックに該当する型式の車両がない場合、メーカーと排気量が同じで価格が近い車種を同等車両とし、その中古車価格を採用した。 被害車両の初度登録が平成14年以前の場合は、レッドブックの中古車価格に掲載されていないため、レッドブックの平成16年から平成15年の中古車価格の減価率を算出し、平成14年以前も同じ減価率で年々価格が落ちていくものとして中古車価格を算出した。ただし、使用価値等を勘案し、算定した中古車価格が新車価格の1割以下となった場合は、1割の価格を中古車価格とした。 代車費用を支出したことが認められた場合は、複数のレンタカー会社のホームページにおいて、被害車両と同等車両を借りた場合をそれぞれ試算し、その平均費用の範囲内であれば、その金額を賠償した。 電動アシスト自転車は、浸水によりモーターが損傷し全損となった場合は現在価値で賠償した。現在価値の算定にあたり、中古車市場の価格調査を行ったところ、標準的な電動アシスト自転車の中古価格の平均が4万5150円であったことから、これを現在価値と設定した。
	修理・全損	車、バイクの装備及び車載品	一般的に搭載されていると考えられる装備及び車載品を設定し、それらの中古品価格及び工賃を損害として算定する方式も選択可能とする。一般的な装備及び車載品以外のものを搭載していたことについて、被害者から立証があった場合には、当該装備及び車載品の現在価値相当分を加算する。 <車の装備及び車載品の推定損害額> フロアマット、バイザー、シートカバー、ETC車載器、ナンバーフレーム、取付工賃、消耗品（ティッシュペーパー、道路地図、芳香剤、傘） 合計6万2600円 <バイクの附属・装飾品の推定損害額> ヘルメット、手袋、合羽 合計1万3000円 <オプション品等> ・車に電動サンルーフ、カーナビ、オーディオ、ステレオ又は本革シートが備え付けられている場合には、被害申告及び購入時の見積書等を基に装備の有無を確認した上で、レッドブックに掲載されている当該装備に係る加算金額を車両本体価格に加えることとする。 ・チャイルドシートは、被害申告がある場合に限り、法律に基づく着用義務がある子ども（6歳未満）がいる場合には、中古品価格（1万4000円）を賠償する。	

被害対象		損害賠償の対象	損害賠償算定基準 (算定内容・算定方式)	実際の対応
営業損失	事業者	営業休止による損害	京都市の公共事業施工に伴う損失補償基準及びその細則（甲５４、５５）を準用し、確定申告書、総勘定元帳や減価償却明細・賃金台帳等の資料を基に、営業休止に伴う減収を算定する。	被害者から本件浸水事故の前年の確定申告関連書類の提出を受けて、平常時の所得等を明らかにした上で損害額を算出した。平常時の所得等が明らかでない者に対しては、営業損失の賠償を行わなかった。 店舗、工場等の休業損害については、京都市の公共事業施工に伴う損失補償基準及びその細則を準用し、①休業期間中の収益減、②営業休止による一時的な得意先喪失、③休業期間中の固定的経費、④人件費及び⑤浸水に伴う⑤商品・備品等の水損、商品の減損等を賠償することとした。 ① 休業期間中の収益減：休業期間中に通常営業を行っていたとした場合に得られたであろう予想収益（年間の認定収益額×補償期間）を賠償する。休業期間は、床下浸水の場合３日以内、床上浸水の場合５日以内を原則とし、その範囲を越える部分については、十分な立証がなされた場合に限り認定した。 ② 得意先喪失に伴う損失：営業を一時休止し再び営業を開始したときに従前に比べ売上高が減少し、従前の売上高へ回復するまでに相当の期間を要すると考えられるため、営業再開後の売上高減少に伴う損失を賠償する。 <算式> 従前の１箇月の売上高×売上減少率×限界利益率 ・売上減少率：京都市の公共事業施工に伴う損失補償基準細則別表第７（甲５５）の売上減少率表による。休業期間は原則として同表の構内移転の短期休業欄を適用し、長期休業をしたことが立証された場合に限り長期休業欄を適用した。 ・限界利益は売上高に対する固定費と利益の合計額の割合をいう。 ③ 固定的経費：営業休止期間中に継続して固定的に支出が予想される経費であり、収益額の認定の過程で損金経理された経費の中から認定される経費をいう。本件浸水事故による被害が生じた営業所以外にも営業所がある場合や営業所と自宅とが一体となっている場合には、被害者が支出した固定的経費のすべてが、被害が生じた営業所についての経費とまではいえないことから、提出された証拠によってこれが認められた場合に限り、賠償対象とした。 ④ 人件費：営業休止期間中の従業員の休業手当相当分を賠償の対象とする。 <算式> 年間人件費（本件浸水事故の直近３箇月の平均賃金から算定）×定率８０％×補償期間 ・定率８０％：賃金の中には残業手当・家族手当等の休業中は支払われない手当が含まれている可能性があることから、平均賃金の８割を賠償基準額とした。 ⑤ 商品・備品等：積上げ方式により算出した損害額を賠償した。被害商品等の納品書等から仕入れ額を認定する又は確定申告から算出（期末棚卸高に被害率を掛けて認定）する方法による。 ・被害率：床下浸水の場合は０．０５６、床上浸水の場合は０．１９８

被害対象		損害賠償の対象	損害賠償算定基準 (算定内容・算定方式)	実際の対応
営業損失	給与所得者	休業損害	<算式> 休業による減収×休業日数 <単価> ・休業に伴う減収：源泉徴収票などに基づく一日当たりの給料額 ・休業日数：休業証明等による。ただし、床下浸水の場合は4日、床上浸水の場合は10日（治水経済調査マニュアルの床上浸水50cm未満の日数（7.5）と50～99cmの日数（13.3）の平均）を上限とする。車・バイク被害のみの場合、1日を上限とする。	
応急対策	床下・床上浸水	水道代、清掃資材購入費等の雑費	<u>積上げ方式・推定損害額による算定方式共通</u> 床下・床上浸水被害に対し、清掃・後片付けに要した水道代、清掃資材の購入費、タクシー代、クリーニング洗濯代、入浴料等の応急対策に要した費用を算定する。 <u>推定損害額による算定方式</u> <単価等> ・床下浸水の応急対策費用：8万2500円 ・床上浸水の応急対策費用：17万7000円（治水経済調査マニュアルの床上浸水50cm未満の金額（14万7000円）と50～99cmの金額20万6500円の平均 ただし、治水経済調査マニュアルの代替活動等支出負担単価の世帯人数を3人とみなし、世帯人数により補正する。事業所・店舗については3人世帯とみなす。	

基準年度	標準耐用年数（財務省令：器具及び備品、 冷房用・・・機器・電気冷蔵庫・・・ガス機器）
25年	6年

H25年度 単価表

検索用コード	単価名称・形状寸法等	単位	新設費	新設コード	撤去費	撤去コード
1	ガス瞬間湯沸器 毎分容量5.1L	基	47,200	2740770	6,010	代価-01
2	ガス瞬間湯沸器 毎分容量8.0L	基	133,600	2740780	7,750	代価-02
3	ガス瞬間湯沸器 屋外壁掛型・16号	基	86,200	2740790	12,900	代価-03
4	ガス瞬間湯沸器 屋外壁掛型・20号	基	96,100	2740800	15,300	代価-04
5	ガス瞬間湯沸器 屋外壁掛型・24号	基	111,200	2740810	17,900	代価-05
6	ガス風呂給湯器 屋外壁掛型・追焚付・24号	基	295,500	2740820	21,100	代価-06
7	ガス風呂釜 屋外据置型・追焚付・24号	基	326,900	2740830	16,900	代価-07
8	ガス風呂釜 屋内据置型・シャワー付・バランスタイプ	基	166,500	2740840	8,840	代価-08
9	ガス風呂釜 屋内据置型・追い焚き専用	基	113,600	2740850	7,750	代価-09
10	電気温水器 5時間通電形・貯湯容量200L・屋内型	基	269,500	2761460	7,970	2920010
11	電気温水器 8時間通電形・貯湯容量370L・防雨型	基	229,000	2761470	12,300	2920020
12	電気温水器 8時間通電形・貯湯容量460L・防雨型	基	319,700	2761480	13,700	2920030
13	セパレート型・エアコン 暖冷房除湿型・冷房能力2.2kw	台	216,900	2850030	2,990	代価-11
14	セパレート型・エアコン 暖冷房除湿型・冷房能力2.5kw	台	240,900	2850040	2,990	代価-12
15	セパレート型・エアコン 暖冷房除湿型・冷房能力2.8kw	台	267,000	2850050	3,660	代価-13
16	セパレート型・エアコン 暖冷房除湿型・冷房能力3.2kw	台	299,000	2850060	3,660	代価-14
17	セパレート型・エアコン 暖冷房除湿型・冷房能力4.0kw	台	325,200	2850070	4,410	代価-15
18	セパレート型・エアコン 暖冷房除湿型・冷房能力4.5kw	台	399,000	2850080	6,350	代価-16
19	セパレート型・エアコン 暖冷房除湿型・冷房能力5.0kw	台	431,100	2850090	7,700	代価-17
20	セパレート型・エアコン 暖冷房除湿型・冷房能力6.3kw	台	511,100	2850100	7,700	代価-18
21	セパレート型・エアコン 暖冷房除湿型・冷房能力7.1kw	台	568,900	2850110	8,290	代価-19
22	温水ボイラ 熱出力 69.7kw	基	509,000	2851060	13,600	代価-20
23	温水ボイラ 熱出力 93.0kw	基	593,100	2851070	19,300	代価-21
24	温水ボイラ 熱出力 151kw	基	737,600	2851080	23,100	代価-22
25	ガス風呂給湯器 屋外壁掛型・追焚・暖房付・16号	台	378,700	代価-23	21,100	代価-24
26	電気温水器 エコキュート 460L	基	681,300	代価-25	13,700	代価-26
27	電気温水器 エコキュート 370L	基	617,000	代価-27	12,300	代価-28
28	ガス風呂釜 屋外据置型 追焚専用	基	79,200	代価-29	7,750	代価-30
29	天井セット型エアコン 能力(冷)14.0kw(暖)16.0kw	台	755,100	2850270	15,600	代価-31
30	床下換気扇 デジタルタイマー付	セツ	65,600	代価-32	1,860	代価-33
31	コーシエレーションシステム エコウィル 50kw	基	709,700	代価-34	41,800	代価-35
32	掘りこたつ(ユニット) 880mm×880mm×高さ830mm以上・やぐらヒーター共	ヶ所	202,200	2670050	3,470	代価-36
33	ガスボイラ 暖房専用 20,000kcal/h	基	184,600	代価-37	10,800	代価-38
34	床下収納ユニット 1,800mm×620mm×510mm程度・二連スライド式	ヶ所	69,000	2670040	4,270	代価-39
35	パナソニックエアコン空冷式・圧縮機出力3.75KW・冷房能力12.5kw	台	581,700	代価-40	9,640	代価-41
36	天井吊下げ型エアコン能力(冷)7.1kw(暖)8.0kw	台	475,100	2850310	8,520	代価-42
37						
38						
39						
40						